

株式交換契約書

株式会社（以下「甲」という）と株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法767条に定める株式交換（以下「本株式交換」という）を行う。

第2条（交換日）

本株式交換の日は、平成 年 月 日とする。ただし、交換の日については、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により変更することができる。

第3条（定款の変更）

1. 甲は、本株式交換により定款を別紙のとおりに変更する。
*変更を要するのは、商号、目的、本店所在地、発行株式数等である。
2. 前項の定款変更の効力発生日は、株式交換の日とする。

第4条（株式の割当交付）

1. 甲は、本株式交換において新たに株式 株を発行する。
2. 甲は、前項で発行する株式と、甲が保有する甲の自己株式 株を合わせた 株を、乙の株主に対して、その所有する乙の株式の1株につき甲の株式〇〇株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の日の前日において乙の株主名簿に記載されたものとする。

第5条（増加すべき資本金および資本準備金の額）

甲が本株式交換において、増加すべき資本金および資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加すべき資本金 円
- (2) 増加すべき資本準備金 円

第6条（表明保証）

1. および乙は、互いに相手に対して、自己の株主が別紙株主名簿の通りであり、名義株主が存在しないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的人物が存在しないことを表明し保証する。
2. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実か

- つ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないことを表明し、保証する。
3. 甲および乙は、互いに相手に対して、その従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないことを表明し、保証する。
 4. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いことを表明し、保証する。
 5. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないことを表明し、保証する。
 6. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを表明し、保証する。

第7条（株式交換承認総会）

甲および乙は、平成 年 月 日に、それぞれ株主総会を召集し、本株式交換の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲および乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、株式交換の日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手側の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第9条（株式交換交付金）

甲は、株式交換の日の前日において乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき 円の株式交換交付金を、株式交換の日から3月以内に支払う。ただし、この交付金の金額は、株式交換の日の前日の乙の資産、負債の状態、その他経済情勢の変化に応じ、甲および乙協議のうえ変更することができる。

第10条（役員とその任期）

本株式交換により、甲および乙の取締役、監査役は変更せず、その任期は、本株式交換により変更されない。

第11条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

1. 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲または乙それぞれの資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲および乙協議のうえ株式交換条件を変更または本契約を解除することができる。
2. 前項により変更、解除がなされた場合、甲および乙は互いに損害賠償の請求をしな

い。ただし、甲または乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

第12条（本契約の効力）

1. 本契約は、甲または乙の株式交換承認総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。
2. 前項により変更、解除がなされた場合、甲および乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲または乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙の協議のうえ決するものとする。

第14条（適用法と管轄）

本契約書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。